

# ～集団的消費者被害救済制度で 大きく変わる消費者の権利～

日時：11月7日（月）  
13：30～15：30（受付13：00～）

会場：登録会館

（京都市営地下鉄「烏丸御池駅」①番出口からすぐ、烏丸御池北東角ニチコン本社の北隣）

テーマ：集団的消費者被害救済制度で何が変わるのか  
—その意義と内容

<講師> 長野 浩三 弁護士

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

NPO 法人京都消費者契約ネットワーク理事・事務局長



例えば、こんな消費者トラブルの場合、制度導入でどうなるのか・・・この機会にしっかり学びましょう！！

共催：京都府・NPO 法人コンシューマーズ京都

協力：NPO 法人京都消費者契約ネットワーク・京都府生活協同組合連合会

※参加自由・参加費無料です。どなた様もぜひご参加ください。

●お問い合わせ・お申込み

NPO 法人コンシューマーズ京都

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下る西側ヒロセビル4F

TEL075-251-1001 FAX075-251-1003 E-mail syodanren@mc2.seikyou.ne.jp